

令和 6 年度

吳市中小企業融資制度要綱集

吳市産業部商工振興課

目 次

呉市中小企業各種融資制度の取扱いについて	1
呉市小規模事業資金融資制度要綱	3
呉市中小企業経営安定資金融資制度要綱	5
呉市創業支援資金特別融資制度要綱	11
呉市創業支援資金特別融資制度の取扱いについて	14
呉市ものづくり技術伝承資金特別融資制度要綱	16
呉市職場環境改善資金特別融資制度要綱	20
呉市中小企業設備近代化資金融資制度要綱	25
呉市中小企業公害防止資金融資制度要綱	27
呉市商店街等振興資金特別融資制度要綱	31
呉市借換支援資金特別融資制度要綱	37
別 表（貸付利率）	42
呉市中小企業資金融資借入申込書	43
添付書類及び必要書類等	44
（参 考）	
保証対象業種一覧表	45

呉市中小企業各種融資制度の取扱いについて

1 融資対象について（創業支援資金は別頁参照）

次の各号に該当する者

- (1) 市内に主たる事業所を有し、かつ市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者
- (2) 市民税の課税対象者で、かつ滞納していない者
- (3) 広島県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に該当する者
- (4) 許認可等を必要とする業種は、その許認可等を取得している者
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等に該当しない者

2 中小企業の範囲及び特例

中小企業基本法及び中小企業信用保険法に基づき、次のとおりとする。

（範囲）

- (1) 製造業・建設業・運輸業等
資本金3億円以下又は従業員300人以下
- (2) 卸売業
資本金1億円以下又は従業員100人以下
- (3) 小売業（飲食店を含む）
資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
- (4) サービス業
資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
- (5) 医療法人等
従業員300人以下

（特例）

- ・ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）
資本金3億円以下又は従業員900人以下
- ・ ソフトウェア業、情報処理サービス業
資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・ 旅館業
資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
- ・ 旅行業
資本金3億円以下又は従業員300人以下

3 保証対象業種

第2次産業（製造業、建設業等）及び第3次産業（卸小売業、運輸・通信業、サービス業等）を対象とするが、次のものは除く。

- 官公営事業
- 風俗営業
- 投機的事業
- 一部の遊興・娯楽的事業
- その他宗教・政治等、一般に商売とみなされない事業

4 取扱い運営について

- (1) 各種融資制度の目的に即した融資を行うこと。
- (2) 本市と協会との間で締結した損失補償契約に基づき、本融資制度を信用保証付で運転する場合は、本市の損失補償の対象となるので、協会の保証が付け易いという利点がある。よって金融機関は、市制度要綱により、融資が受けることができる中小企業のうち、担保力が弱い等の理由により、多少融資が困難と思われる向きも、協会の利用により積極的に取り扱うこと。
- (3) 貸付形式は、証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引とする。ただし、極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除き、創業支援資金特別融資制度は証書貸付に限る。
- (4) 融資に際し、歩積、両建預金を強制しないこと。
- (5) 融資についての関係書類は制度毎に分類、整理し、別途経理を行うこと。
- (6) 毎月末現在の制度毎の状況を、融資状況報告書により翌月 15 日までに、市へ報告すること。
- (7) その他運営上不明な点が生じた場合は、市商工振興課（25-3815）の指示を受けること。

呉市小規模事業資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を活用することにより、中小企業のうち特に信用力及び担保力の不足のため、資金調達が困難な小規模事業者の金融を円滑にし、もって事業活動の活発化を促進することを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の2.5倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、次の各号の要件に該当するものとする。ただし、金融機関との取引停止処分を受けている者、広島県信用保証協会（以下「協会」という。）から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者

ア 常時使用する従業員数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（イに掲げるものを除く。）

イ 常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う者

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者である者

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の者

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者（アからオまでに掲げるものを除く。）

(2) 新規の融資を含めた全国の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）の合計が2,000万円以内の者

4 融資条件

(1) 資金の用途

運転資金又は設備資金

(2) 融資限度

一事業者につき2,000万円以内

(3) 融資期間

10年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦。6月以内の据え置きができる。

(6) 保証人及び担保

保証人は協会所定の方法とし、担保は徴しないものとする。

(7) 信用保証

すべて協会の保証を要するものとする。

5 融資申込手続

融資を受けようとする者は、必要書類を準備して金融機関又は協会へ申し込むものとする。

6 貸付けの実行

金融機関は、融資の申込みを受け、又は協会から信用保証決定通知を受け融資を適当と認めるときは、自己の責任において、速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資について歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

8 損失補償

貸付けによって生ずる損失は、金融機関の負担とし、市は、その責めを負わないものとする。ただし、市は、協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

9 調査

金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は必要に応じ、これについて調査を行うことができる。

10 報告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月15日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

(旧要綱の廃止)

2 呉市小規模事業資金融資制度要綱（昭和49年4月1日実施。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の実施の際、現に旧要綱の規定により行っている融資については、旧要綱は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。

(改正年月日) 平成29.4.1, 30.4.1, 31.4.1

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、商工組合中央金庫広島支店

呉市中小企業経営安定資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、市内中小企業者の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図るための融資あっせんを行うことにより、経営の合理化と経営基盤の確立を促進し、もってその健全な発展と振興に寄与することを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、一般運転資金、連鎖倒産防止資金については市から預託された資金の3倍以上、災害復旧資金については1.5倍以上、景気対策特別資金については2倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、一般運転資金については次の第1号及び第2号（第6号に掲げる組合に該当する者については同号を含む。）、連鎖倒産防止資金については次の第1号から第3号まで、災害復旧資金については次の第1号又は第6号に該当するもののうち第2号及び第4号又は第5号、景気対策特別資金については次の第1号及び第2号及び第7号の要件に該当するものとする。ただし、金融機関と取引停止処分を受けている者、広島県信用保証協会（以下「協会」という。）から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、次のいずれかに該当する者

ア 資本金又は出資金の総額が3億円（小売業及びサービス業は5千万円（卸売業は1億円））以下の会社若しくは常時使用する従業員が300人（小売業は50人（卸売業及びサービス業は100人））以下の会社又は個人（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する業種については、その定めるところによる会社又は個人とする。）

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人

(2) 協会の保証対象業種に該当する者

(3) 関連企業の倒産により、資金繰りに困窮を来している中小企業のうち、次のいずれかに該当する者

ア 倒産企業に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金の返還請求権を有する者

イ 倒産企業との取引依存度が20パーセント以上である者

(4) 自然災害により事業所が被害を被り、復旧のための資金を必要としている者

(5) 市長が本制度の適用を適当と認めた事件・事故等により事業運営に支障を来し、その復旧のための資金を必要としている者

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく組合

(7) 経済情勢の変化により、一時的に売上の減少や関連業者との取引の減少など業況悪化をきたしている中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。

ア 最近3ヶ月間（直近5ヶ月以内の連続する3ヶ月間をいう。イについても同じ。）の月平均売上高が、前年同期の売上高に比べて5パーセント以上減少している者

イ 最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期に比べて10パーセント以上減少している者

4 融資条件

(1) 資金の用途

運転資金又は前項第4号及び前項第5号に規定する災害等により被った被害の復旧に必要な運転資金及び設備資金。ただし、一般資金の長期については、金融機関及び協会が認める場合に限り、過去に貸し出した呉市中小企業融資制度の返済に要する資金を、新規の運転資金の中にも含めることができる。

(2) 融資限度

ア 一般運転資金

1 事業者につき 短期 2,000万円以内, 長期 5,000万円以内

イ 連鎖倒産防止資金

1 事業者につき 1,000万円以内

ウ 災害復旧資金

1 事業者につき 1,000万円以内

エ 景気対策特別資金

1 事業者につき 2,000万円以内

(3) 融資期間

ア 一般運転資金 (ア) 短期 1年以内, (イ) 長期 10年以内

イ 連鎖倒産防止資金 10年以内

ウ 災害復旧資金 10年以内

エ 景気対策特別資金 10年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

月賦又は半年賦とし、第3号ア(イ)及びイ及びエについては1年以内、同号ウについては2年以内の据え置きができる。ただし、同号ア(ア)については一時払いすることができる。

(6) 保証人及び担保

金融機関所定の方法とし、信用保証を付したのものについては、原則として担保は徴しない。

(7) 信用保証

原則として協会の保証を要するものとする。

5 融資申込手続

(1) 一般運転資金の融資を受けようとする者は、必要書類を準備して金融機関へ申し込むものとする。

(2) 連鎖倒産防止資金の融資を受けようとする者は、所定の申込書2通と別記様式による連鎖倒産防止計画書に必要書類を添えて金融機関へ申し込み、これを受けた金融機関は融資上必要な調査を行い、申込書1通と連鎖倒産防止計画書に意見を付して、市に送付するものとする。

(3) 第3項第4号の災害復旧資金の融資を受けようとする者は、呉市長の発行したり災証明書等必要書類を準備して金融機関に申し込むものとする。

(4) 景気対策特別資金の融資を受けようとする者は、別記様式による景気対策特別資金融資申込書に必要

書類を添えて、金融機関に申し込むものとする。

6 貸付けの実行

- (1) 金融機関は、前項第1号、第3号及び第4号の融資の申込みを受け、又は協会から信用保証決定通知を受け融資を適当と認めたときは、自己の責任において、速やかに貸付けの実行をするものとする。
- (2) 市は、前項第2号の申込書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、その結果を金融機関へ通知するものとする。
- (3) 金融機関は、前号による融資決定の通知を受けたときは、速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資については歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

8 損失補償

貸付けによって生ずる損失は、金融機関の負担とし、市は、その責めを負わないものとする。ただし、市は、協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

9 調査

金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は必要に応じ、これについて調査を行うことができる。

10 報告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月15日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から実施する。
- 2 景気対策特別資金の取扱期間については、平成24年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(改正年月日)	昭和 50. 4. 1,	51. 4. 1,	52. 4. 1,	52. 6. 15,	53. 4. 1,
	54. 4. 1,	55. 4. 1,	55. 7. 1,	56. 4. 1,	57. 4. 1,
	58. 10. 1,	59. 4. 1,	60. 4. 1,	61. 4. 1,	62. 4. 1,
	63. 4. 1,				
	平成元 4. 1,	7. 5. 8,	8. 4. 1,	9. 4. 1,	10. 4. 1,
	10. 7. 1,	11. 7. 8,	11. 12. 20,	12. 4. 1,	13. 4. 1,
	23. 4. 1,	24. 4. 1,	25. 4. 1,	26. 4. 1,	27. 4. 1,
	27. 10. 1,	28. 4. 1,	29. 4. 1,	30. 4. 1,	31. 4. 1,
	令和 2. 4. 1,	3. 4. 1,	4. 4. 1,	5. 4. 1,	6. 4. 1

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、商工組合中央金庫広島支店

別記様式（第5項関係）

連鎖倒産防止計画書

1 経歴及び事業内容

2 倒産企業に関する事項

倒産企業名			
倒産の原因			
負債総額			円
倒産企業に対する負債総額	円	うち回収困難の額	円

同社に対する取引依存度 _____ % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの

同社に対する取引額 _____ 円

B 上記期間中の全取引額 _____ 円

3 金融機関調査事項

4 市調査事項 適 不適

別記様式（第5項関係）

呉市景気対策特別資金融資借入申込書

年 月 日

呉市長殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

呉市景気対策特別資金融資を受けたいので、関係書類（売上高の根拠書類、試算表等）を添えて次のとおり申し込みます。

1 事業内容

所在地		電話	
創業年月日	年 月 日	業 種	
従 業 員	人	資 本 金	千円
事業内容			

2 借入内容

借入希望額	円	借入利率	年利	%
借入希望期間	年 月 日	～	年 月 日	
返済資源		据 置		年
保証人及び担保		信用保証	有 ・ 無	
資金の用途 及び理由				

3 3項7号アに該当する者

(1)売上高比較表			
最近3か月間	売上高(円)	前年同期間	売上高(円)
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
合 計		合 計	
平 均	A	平 均	B
※(B - A) / B × 100 = _____ % (減少率)			

4 3項7号イに該当する者

下記の表は、（ 売上総利益率 ・ 営業利益率 ）について記したものです。

最近3か月間	最近3か月の売上額 (C)	最近3か月の売上総利益 又は営業利益 (D)	売上総利益率 営業利益率 (D/C×100)
年 月			%
年 月			%
年 月			%
月 平 均 (各月の売上総利益率又は営業利益率の合計÷3)			(E) %

前年同期3か月間	前年同期3か月の 売上額 (F)	前年同期3か月の 売上総利益 又は営業利益 (G)	売上総利益率 営業利益率 (G/F×100)
年 月			%
年 月			%
年 月			%
月 平 均 (各月の売上総利益率又は営業利益率の合計÷3)			(H) %
$\ast (H - E) / H \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \text{ (減少率)}$			

5 資金使途明細

支払明細	金額	支払先	本借入金
			円
			別途借入金
			円
			自己資金
			円
合 計			円

6 金融機関名

7 金融機関調査事項

呉市創業支援資金特別融資制度要綱

1 目 的

この制度は、呉市内の創業者に対して必要な資金を融資し、その育成振興を図ることを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の2倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項各号に掲げる者で、次の第1号から第3号までのいずれか（ただし、個人を対象とするものは、スタートアップ創出促進保証の対象外）及び第4号の要件に該当するものとする。ただし、金融機関との取引停止処分を受けている者、広島県信用保証協会（以下「協会」という。）から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は、除くものとする。

(1) 市内で新たに創業しようとする者

ア 事業を営んでいない個人で、1月以内（認定創業支援等事業計画（産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 事業を営んでいない個人で、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

ウ 中小企業者である会社で新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

(2) 市内に主たる事業所を有する創業後5年未満の者

ア 事業を営んでいなかった個人で事業を開始した日以後5年未満のもの

イ 事業を営んでいなかった個人により設立された会社でその設立の日以後5年未満のもの

ウ 中小企業者である会社により新たに設立された会社でその設立の日以後5年未満のもの

(3) 第2号アに規定する創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法第129条第2項に基づき、同法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの

(4) 協会の保証対象業種に該当する者

4 融資条件

(1) 資金の使途

創業時又は創業後の事業の実施に必要な運転資金及び設備資金。ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）及び市外の事業所に要する資金を除く。

(2) 融資限度

3,500万円以内

(3) 融資期間

10年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦。1年以内の据置きができる。ただし、スタートアップ創出促進保証については、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。

(6) 信用保証

すべて協会の保証を要するものとし、その保証に係る保証人、担保は、徴しないものとする。ただし、法人については、協会所定の方法とする。なお、スタートアップ創出促進保証においては保証人、担保は不要とする。

5 融資申込手続

(1) 融資を受けようとする者は、協会所定の創業計画書等の必要書類を準備して金融機関へ申し込むものとする。

(2) 金融機関は、前号に規定する申込みについて必要な調査を行い適当と認めるときは、書類を協会へ送付するものとする。

(3) 協会は、送付された書類に基づき、信用保証の可否について審査を行った上、その結果を金融機関に通知するものとする。

6 貸付けの実行

金融機関は、協会から信用保証決定通知を受けたときは、速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資については歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

8 債務引受け

第3項第1号イに該当することにより貸付けを受けた者は、設立した会社に債務を引き継ぐものとする。

9 損失補償

貸付けによって生ずる損失は、金融機関の負担とし、市は、その責めを負わないものとする。ただし、市は、協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

10 調 査

金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は、必要に応じ、これについて調査を行うことができる。

11 報 告

金融機関は、貸付けに係る創業計画書（第3項第2号のアからウ及び第3号については創業したことがわかる書類）の写しを毎月末現在の融資状況報告と合わせて翌月15日までに、市へ提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から実施する。

(改正年月日) 平成 14. 4. 1, 15. 4. 1, 19. 4. 1, 27. 4. 1, 28. 4. 1, 28. 7. 1,
30. 4. 1, 31. 4. 1
令和 4. 4. 1, 6. 2. 1

取扱金融機関

広島銀行, もみじ銀行, 呉信用金庫, 伊予銀行, 中国銀行, 山口銀行, 広島信用金庫, 広島市信用組合,
広島県信用組合, 商工組合中央金庫広島支店

呉市創業支援資金特別融資制度の取扱いについて

1 中小企業の範囲及び特例（要綱第3項関係）

産業競争力強化法に基づき、次のとおりとする。

（範囲）

(1) 製造業・建設業・運輸業等

資本金3億円以下又は従業員300人以下

(2) 卸売業

資本金1億円以下又は従業員100人以下

(3) 小売業（飲食店を含む）

資本金5,000万円以下又は従業員50人以下

(4) サービス業

資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

(5) 医療法人等

従業員300人以下

（特例）

- ・ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）

資本金3億円以下又は従業員900人以下

- ・ソフトウェア業、情報処理サービス業

資本金3億円以下又は従業員300人以下

- ・旅館業

資本金5,000万円以下又は従業員200人以下

- ・旅行業

資本金3億円以下又は従業員300人以下

2 融資申込手続（要綱第5項関係）

申し込み時に必要な書類はおおむね次のとおり

(1) 新規創業の場合

① 創業計画書（協会所定の様式）

② 設備の見積書〔設備資金借入の場合〕

(2) 創業後5年未満の場合

① 創業計画書（協会所定の様式）〔スタートアップ創出促進保証の場合〕

② 試算表等営業状況の分かる書類

③ 営業許可書等の写し〔許認可・登録届出を要する業種のみ〕

④ 設備の見積書〔設備資金借入の場合〕

(3) 共通

① 証明書等 個人：本人の印鑑証明書2通、住民票1通

会社：会社の印鑑証明書2通、商業登記簿謄本2通

※協会提出は写しでも可

- ② 信用保証委託申込書等, その他協会所定の書類
- ③ [呉市インキュベーション施設入居者の場合] 呉市インキュベーション施設使用許可書の写し又は呉市インキュベーション施設使用許可期間更新許可書の写し

呉市ものづくり技術伝承資金特別融資制度要綱

1 目 的

この制度は、市内中小企業者が有するものづくり技術の伝承や高度化に必要な資金の融資を行うことにより、技術継承者の育成やものづくり技術の高度化を促進することを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の2倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、次の各号の規定に該当するものとする。ただし、金融機関との取引の停止処分を受けている者並びに広島県信用保証協会（以下「協会」という。）が代位弁済したことに伴い協会に対して現に債務を負う者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、資本金又は出資金の総額が3億円以下の会社若しくは常時使用する従業員数が300人以下の会社、個人（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項の表の1及び2に規定する業種については、その定めるところによる会社又は個人）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合

(2) 中小企業の特定期ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針（令和4年2月18日）に提示される「特定期ものづくり基盤技術」を有する者。

(3) 協会の保証対象業種に該当する者

4 融資条件

(1) 資金の用途

特定期ものづくり基盤技術の伝承又は高度化に必要な運転資金及び設備資金

(2) 融資限度

1事業者につき2,000万円以内

(3) 融資期間

10年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦又は半年賦。1年以内の据置きができる。

(6) 保証人及び担保

金融機関所定の方法とし、信用保証を付したものについては、原則として担保は徴しないものとする。

(7) 信用保証

必要に応じて協会の保証を要するものとする。

5 融資申込手続

(1) この制度による融資を希望する者は、別記様式による呉市ものづくり技術伝承資金特別融資借入申込書2通に必要書類を添え、金融機関へ申し込むものとする。

(2) 金融機関は、前号の規定による申込みを受けたときは、融資上必要な審査を行い、申込書2通に意見を付して市へ送付するものとする。

6 貸付けの実行

(1) 市は、前項第2号の規定による申込書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、その結果を申込書に記載し、1通を金融機関へ返送するものとする。

(2) 金融機関は、前号の規定による融資決定の通知を受けたときは、速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資について歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

8 損失補償

貸付けによって生じる損失は金融機関の負担とし、市はその責めを負わないものとする。ただし、市は協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

9 調査

(1) 金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は必要に応じ、これについて調査を行うことができる。

(2) 市は、融資を受けた者について必要な資料の提出を求め、及び調査を行うことができる。

10 報告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月15日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(改正年月日) 平成27. 4. 1

令和 4. 4. 1, 6. 4. 1

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、商工組合中央金庫広島支店

別記様式（第5項関係）

呉市ものづくり技術伝承資金特別融資借入申込書

年 月 日

呉市長殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

呉市ものづくり技術伝承資金特別融資を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 事業内容

所在地		電話	
創業年月日	年 月 日	業 種	
従 業 員	人	資 本 金	千円
事業内容			

2 借入内容

借入希望額	円	借入利率	年利	%
借入希望期間	年 月 日	～	年 月 日	
返済資源		据 置		年
保証人及び担保		信用保証	有 ・ 無	
資金使途	1 ものづくり技術の伝承（運転・設備） 2 ものづくり技術の高度化（運転・設備）			

3 継承するものづくり技術の内容

（経済産業大臣が指定した「特定ものづくり基盤技術」であること。）

4 計画書

① 計画の概要及び効果の見通し

② 資金使途明細

支払明細	金額	支払先	本借入金
			円
			別途借入金
			円
			自己資金
			円
合計			円

5 金融機関名

6 金融機関調査事項

7 市調査事項

適 不適

呉市職場環境改善資金特別融資制度要綱

1 目 的

この制度は、中小企業の職場環境改善資金の低利融資を行うことにより、中小企業の魅力的職場づくりを支援し、中小企業の労働力の確保及び定着を図ることを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の2倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、福利厚生資金、労働環境改善資金及び作業環境改善資金の融資については第1号及び第2号の規定に、労働時間短縮推進資金の融資については第1号から第3号までの規定に、仕事と生活の調和推進資金の融資については第1号、第2号及び第4号の規定に該当するものとする。ただし、金融機関との取引の停止処分を受けている者並びに広島県信用保証協会（以下「協会」という。）が代位弁済したことに伴い協会に対して現に債務を負う者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、次のいずれかに該当する者

ア 資本金又は出資金の総額が3億円（小売業及びサービス業は5千万円（卸売業は1億円））以下の会社若しくは常時使用する従業員数が300人（小売業は50人（卸売業及びサービス業は100人））以下の会社又は個人（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する業種については、その定めるところによる会社又は個人）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく組合

ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人

(2) 協会の保証対象業種に該当する者

(3) 週所定労働時間を、2年以内に1時間以上短縮するための計画を策定し、かつ、これを実施するために新たに設備を設置する者

(4) 「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、広島労働局に届け出て実行する者

4 融資条件

(1) 資金の用途

アからエに掲げる設備資金又はオに掲げる運転資金及び設備資金。ただし、新規貸付けであって旧債の肩替わりであってはならない。

ア 福利厚生資金

託児所、社宅、体育施設、娯楽施設等の福利厚生施設の設置及び改善に要するもの

イ 労働環境改善資金

女性、高齢者、障害者の労働環境改善に要するもの

- ウ 労働時間短縮推進資金
常用労働者の労働時間の短縮に資する設備の設置に要するもの
- エ 作業環境改善資金
照明, 空調設備の設置, その他の作業環境の改善(安全性の確保・向上)に要するもの
- オ 仕事と生活の調和推進資金
一般事業主行動計画の実行に要するもの

(2) 融資限度

- ア 運転資金
一事業者につき 1,000 万円以内
- イ 設備資金
一事業者につき 5,000 万円以内

(3) 融資期間

10 年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦。2 年以内の据置きができる。

(6) 保証人及び担保

金融機関所定の方法とし, 信用保証を付したのものについては, 協会所定の方法とする。

(7) 信用保証

必要に応じて協会の保証を要するものとする。

5 融資申込手続

- (1) この制度による融資を希望する者は, 別記様式による呉市職場環境改善資金特別融資借入申込書 2 通に必要書類を添え, 金融機関へ申し込むものとする。
- (2) 金融機関は, 前号の規定による申込みを受けたときは, 融資上必要な審査を行い, 申込書 2 通に意見を付して市へ送付するものとする。

6 貸付けの実行

- (1) 市は, 前項第 2 号の規定による申込書の送付を受けたときは, 必要な審査を行い, その結果を申込書に記載し, 1 通を金融機関へ返送するものとする。
- (2) 金融機関は, 前号の規定による融資決定の通知を受けたときは, 速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 融資を受けた者の遵守事項

融資を受けた者は, 次の事項を守らなければならない。

- (1) 申込書に記載した計画を変更しようとするときは, あらかじめその旨を市へ申し出て, その承認を得ること。
- (2) 計画が完了したときは, 遅滞なく所要経費の明細書に支払を証明する書類を添付して, その旨を市へ報告すること。
- (3) この資金に係る経緯を明らかにしておくとともに, 資金の支払を証明する書類を整理保存すること。

8 両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資について歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

9 損失補償

貸付けによって生じる損失は金融機関の負担とし、市はその責めを負わないものとする。ただし、市は協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

10 調 査

金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は、必要に応じ、これについて調査を行うことができる。

11 報 告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月 15 日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施し、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づく融資をしているものについては、引き続きその効力を有する。

(改正年月日)	平成 4. 4. 1,	7. 4. 1,	7. 6. 1,	7.10. 1,	8. 3. 31,
	9. 4. 1,	10. 4. 1,	10. 7. 1,	11.12.20,	13. 3. 31,
	13. 4. 1,	15. 4. 1,	17.11.19,	18. 4. 1,	21. 4. 1,
	24. 4. 1,	27. 4. 1,	27.10. 1,	30. 4. 1,	31. 4. 1
	令和 3. 4. 1,	4. 4. 1,	6. 4. 1		

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、商工組合中央金庫広島支店

別記様式（第5項関係）

呉市職場環境改善資金特別融資借入申込書

年 月 日

呉市長 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

呉市職場環境改善資金特別融資を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 事業内容

所在地		電話	
創業年月日	年 月 日	業 種	
従 業 員	人	資 本 金	千円

2 借入内容

借入希望額	円	借入利率	年利 %
借入希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
返済資源		据 置	年
保証人及び担保		信用保証	有 ・ 無
資金使途	1 福利厚生資金 2 労働環境改善資金 3 労働時間短縮推進資金 4 作業環境改善資金 5 仕事と生活の調和推進資金(運転) 6 仕事と生活の調和推進資金(設備)		

3 計画書

① 計画の概要及び効果の見通し

② 施設の名称，用途及び能力（見積書，仕様書，図面を添付）

③ 資金使途明細

支払明細	金額	支払先	本借入金
			円
			別途借入金
			円
			自己資金
			円
合計			円

5 金融機関名

6 金融機関調査事項

7 市調査事項

適 不適

呉市中小企業設備近代化資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、中小企業の設備近代化に必要な資金の融資を促進し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の3倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、次の各号の要件に該当するものとする。ただし、金融機関と取引停止処分を受けている者、広島県信用保証協会（以下「協会」という。）から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、次のいずれかに該当する者

ア 資本金又は出資金の総額が3億円（小売業及びサービス業は5千万円（卸売業は1億円））以下の会社若しくは常時使用する従業員数が300人（小売業は50人（卸売業及びサービス業は100人））以下の会社又は個人（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する業種については、その定めるところによる会社又は個人）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく組合

ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人

(2) 協会の保証対象業種に該当する者

4 融資条件

(1) 資金の用途

次に掲げる設備資金。ただし、新規貸付であって旧債の肩替りであってはならない。

また、呉市外への設備投資に要する資金、投機目的不動産取得に要する資金、出資金・株式払込資金及びこれに類する資金については対象としない。

ア 設備の近代化、体質の改善又は経営の合理化が期待されるもの。

イ 事業協同組合等が行う共同施設事業に要するもの。

(2) 融資限度

一事業者につき5,000万円以内

(3) 融資期間

15年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦又は半年賦。2年以内の据え置きができる。

(6) 保証人及び担保

金融機関所定の方法とし、信用保証を付したものについては、原則として担保は徴しないものとする。

(7) 信用保証

原則として協会の保証を要するものとする。

(8) 融資決定の取消し

申込者は、融資決定の日から 60 日以内又は着手予定日から 30 日以内に設置又は改善に着手しないと
きは、融資決定は取り消されるものとする。ただし、市が特に認める場合は、この限りでない。

5 融資申込手続

融資を受けようとする者は、必要書類を準備して金融機関へ申し込むものとする。

6 貸付の実行

金融機関は、融資の申込みを受け、融資を適当と認めたときは、自己の責任において、速やかに貸付け
の実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資について歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

8 損失補償

貸付けによって生ずる損失は、金融機関の負担とし、市は、その責めを負わないものとする。ただし、
市は、協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

9 調査

(1) 金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は必要に応じ、これについて調
査を行うことができる。

(2) 市は、融資を受けた者について必要な資料の提出を求め、及び調査を行うことができる。

10 繰上償還

市は、金融機関が預託を受けた日から 60 日を経過しても貸付けの実行をしなかったとき、及び前項第
2 号の調査の結果、資金の用途がこの要綱の趣旨に反すると認めたときは、繰上償還を命ずることがで
きる。

11 報告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月 15 日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

(改正年月日)	昭和 50. 4. 1,	51. 4. 1,	52. 6. 15,	53. 4. 1,	54. 4. 1,
	55. 4. 1,	55. 7. 1,	56. 4. 1,	57. 4. 1,	59. 4. 1,
	60. 4. 1,	61. 4. 1,	62. 4. 1,	63. 4. 1,	
	平成 10. 7. 1,	11. 12. 20,	12. 4. 1,	13. 4. 1,	22. 4. 1
	27. 10. 1,	30. 4. 1,	31. 4. 1,	6. 4. 1	

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、
商工組合中央金庫広島支店

呉市中小企業公害防止資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、中小企業の公害防止に必要な資金の融資を促進することによって中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の1.8倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、次の各号の要件に該当するものとする。ただし、金融機関と取引停止処分を受けている者、広島県信用保証協会（以下「協会」という。）から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、次のいずれかに該当する者

ア 資本金又は出資金の総額が3億円（小売業及びサービス業は5千万円（卸売業は1億円））以下の会社若しくは常時使用する従業員数が300人（小売業は50人（卸売業及びサービス業は100人））以下の会社又は個人（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する業種については、その定めるところによる会社又は個人）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合

ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人

(2) 協会の保証対象業種に該当する者

4 融資条件

(1) 資金の使途

次に掲げる運転資金又は設備資金

ア 現に発生し、若しくは将来発生が予想される公害を防止するのに適当であると認められる施設の新設若しくは改善又は事業所の移転に要する資金に充当するもの

イ 事業に供する建築物に吹き付けられた石綿（アスベスト）の除去、封じ込め又は囲い込み及びこれらの工事に付随する措置（以下「アスベスト除去等」という。）を講じるもの

(2) 融資限度

一事業者につき1,000万円以内（アスベスト除去等については2,000万円以内）

(3) 融資期間

10年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦又は半年賦。1年以内（アスベスト除去等については2年以内）の据え置きができる。

(6) 保証人及び担保

金融機関所定の方法とし、信用保証を付したのものについては、原則として担保は徴しないものとする。

(7) 信用保証

原則として協会の保証を要するものとする。

(8) 融資決定の取消し

申込者は、融資決定の日から 60 日以内又は着手予定日から 30 日以内に設置又は改善に着手しないと
きは、融資決定は取り消されるものとする。ただし、市が特に認める場合は、この限りでない。

5 融資申込手続

(1) 融資を受けようとする者は、所定の申込書 2 通と別記様式による公害防止計画書に必要書類を添えて、
金融機関へ申し込むものとする。

(2) 金融機関は、前号による申込みを受けたときは、融資上必要な調査を行い、申込書 1 通と公害防止計
画書に意見を付して市へ送付するものとする。

6 貸付けの実行

(1) 市は、前項第 2 号による申込書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、その結果を金融機関へ通
知するものとする。

(2) 金融機関は、前号による融資決定の通知を受けたときは、速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資について歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

8 損失補償

貸付けによって生ずる損失は、金融機関の負担とし、市は、その責めを負わないものとする。ただし、
市は、協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

9 調 査

(1) 金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は必要に応じ、これについて調
査を行うことができる。

(2) 市は、融資を受けた者について必要な資料の提出を求め、及び調査を行うことができる。

10 繰上償還

市は、金融機関が預託を受けた日から 60 日を経過しても貸付けの実行をしなかったとき、及び前項第
2 号の調査の結果、資金の用途が、この要綱の趣旨に反すると認めるときは、繰上償還を命ずることがで
きる。

11 報 告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月 15 日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

(改正年月日) 昭和 51. 4. 1, 55. 4. 1, 59. 4. 1, 62. 4. 1,
平成 10. 7. 1, 11. 12. 20, 13. 4. 1, 17. 10. 17, 18. 4. 1,
27. 4. 1, 27. 10. 1, 31. 4. 1

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合

公 害 防 止 計 画 書

1 計画の概要及び効果の見通し

2 施設の名称，用途及び能力（見積書，仕様書，図面を添付）

3 現有公害防止設備

4 主な事業内容

5 資金調達計画

本制度による借入	円
国，県等公害防止制度による借入	円
他からの借入	円
自己資金	円
計	円

6 金融機関調査事項

7 市調査事項 適 不適

備考 アスベスト除去等に係る計画については，2 施設の名称，用途及び能力の欄に該当する施設の名称及びアスベストが吹き付けられた場所を記載し，3 現有公害防止設備の欄に除去，封じ込め又は囲い込み工事の内容を記載すること。

呉市商店街等振興資金特別融資制度要綱

1 目 的

この制度は、市内商店街において、事業を営んでいる者及び新規に事業を営もうとする者で、資金調達が困難な中小事業者の金融を円滑にし、もって商店街の活性化を促進することを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の2倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、新規出店資金については第1号から第3号までの規定に、福祉関連整備資金及び特例資金については第1号及び第2号の規定に該当するものとする。ただし、金融機関との取引停止処分を受けている者、広島県信用保証協会（以下「協会」という。）から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、次のいずれかに該当する者

ア 資本金若しくは出資金の総額が3億円（小売業及びサービス業は5千万円（卸売業は1億円））以下の会社若しくは常時使用する従業員が300人（小売業は50人（卸売業及びサービス業は100人））以下の会社又は個人（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する業種については、その定めるところによる会社又は個人）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく組合

ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人

(2) 協会の保証対象業種に該当する者

(3) 別記様式1により呉商工会議所の認定を受けた者

4 融資条件

(1) 資金の使途

次のいずれかに該当する運転資金又は設備資金

ア 新規出店資金

市内商店街の空き店舗で新規に事業を営むための資金

イ 福祉関連整備資金

高齢者及び身体障害者等の利用者の利便を図るための店舗の改造等（バリアフリー化）に必要な設備資金

ウ 特例資金

店舗の改造等で、市が特に必要と認めた設備資金

(2) 融資限度

ア 運転資金

1事業者につき1,000万円以内

イ 設備資金

1 事業者につき 3,000 万円以内

(3) 融資期間

10 年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦又は半年賦。1 年以内の据置きができる。

(6) 保証人及び担保

金融機関所定の方法とし、信用保証を付けたものについては、協会所定の方法とする。

(7) 信用保証

必要に応じて協会の保証を要するものとする。

(8) 融資決定の取消し

設備資金の申込者が、融資決定の日から 60 日以内又は着手予定日から 30 日以内に着手しないときは、融資決定を取り消すものとする。ただし、市が特に認める場合は、この限りでない。

5 融資申込手続

(1) 融資を受けようとする者は、別記様式 2 による呉市商店街等振興資金特別融資申込書（以下「申込書」という。）2 通と必要書類を添えて、金融機関へ申し込むものとする。新規出店資金の場合は、別記様式 1 による認定書も添付するものとする。

(2) 金融機関は、前号に規定する申込みを受けたときは、融資上必要な調査を行い、申込書 1 通に意見を付けて、市に送付するものとする。

6 貸付の実行

(1) 市は、前項第 2 号の申込書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、その結果を金融機関へ通知するものとする。

(2) 金融機関は、前号に規定する融資決定の通知を受けたときは、速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資について歩積、両建預金等の条件を付けてはならない。

8 損失補償

貸付けによって生じる損失は、金融機関の負担とし、市は、その責めを負わないものとする。ただし、市は、協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

9 調査

(1) 金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は、必要に応じ、これについて調査を行うことができる。

(2) 市は、融資を受けた者について必要な資料の提出を求め、及び調査を行うことができる。

10 繰上償還

市は、金融機関が預託を受けた日から 60 日を経過しても貸付けを実行しなかったとき及び前項第 2 号の調査の結果、資金の用途がこの要綱の趣旨に反すると認めるときは、繰上償還を命ずることができ

る。

11 報 告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月 15 日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施し、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づく融資をしているものについては、引き続きその効力を有する。

(改正年月日)	平成 10. 7. 1,	11.12.20,	13. 3.31,	13. 4. 1,	15. 4. 1,
	18. 4. 1,	21. 4. 1,	24. 4. 1,	27. 4. 1,	27.10. 1,
	30. 4. 1,	31. 4. 1			
	令和 3. 4. 1,	4. 4. 1,	6. 4. 1		

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、商工組合中央金庫広島支店

新規出店資金認定書

		受付番号		
申 込 者	住 所	認 定 金 額		
	名称・氏名（代表者名）	運転資金	設備資金	合 計
		円	円	円
		取扱希望 金融機関		
上記の者は，呉市商店街等振興資金特別融資制度要綱に基づく標記融資に適するものと認定します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> </div>				

面接の相手方		認定附属書	面接日	年 月 日
--------	--	-------	-----	-------

空 き 店 舗 の 状 況	商 店 街 名	
	出 店 予 定 地	
	空き店舗の概要 （土地・建物所有者， 面積，賃借料等）	
申 込 者 の 状 況	事 業 実 績	
	業 種 （取扱商品名）	
	現在の事業所又は 店 舗 所 在 地	
	出店予定日	年 月 日
事 業 内 容 等	空き店舗での 事 業 内 容	

添付書類：空き店舗への出店を確認する書類

別記様式2 (第5項関係)

呉市商店街等振興資金特別融資申込書

年 月 日

呉市長殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

呉市商店街等振興資金特別融資を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 現在の事業内容

所在地		電話	
創業年月日	年 月 日	業 種	
従 業 員	人	資本金	千円

2 資金使途

- 新規出店資金(運転資金) 新規出店資金(設備資金)
 福祉関連整備資金(設備資金) 特 例 資 金 (設備資金)

3 新規に出店する店舗の概要又は施設整備・改造の概要

所在地		店舗面積	m ²
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日	開業予定年月日	年 月 日
事業の内容 又は 整備の内容		
		
		
		

4 借入内容

借入希望額	円	返済資源	
借入希望期間	年 月 日～ 年 月 日	据置き期間	
保証人, 担保		信用保証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

5 設備計画書（設備資金の場合）

(1) 計画の概要（見積書，図面を添付）

(2) 資金の調達状況

本制度による借入れ	千円	
国，県等からの借入れ	千円	(名称)
その他からの借入れ	千円	(名称)
自 己 資 金	千円	
合 計	千円	

6 金融機関名

7 金融機関調査事項

8 市調査事項

呉市借換支援資金特別融資制度要綱

1 目 的

この制度は、厳しい経済環境の中に置かれている中小企業者に対して、既往借入金の借換えのための融資及び新たに必要となった運転資金の融資を実施することにより、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化、経営の安定化を図ることを目的とする。

2 融資資金

(1) 呉市（以下「市」という。）は、この制度の運用資金として、予算の範囲内の額を市が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(2) 金融機関は、市から預託された資金の2倍以上の額を資金として融資を行うものとする。

3 融資対象

融資を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する者で、次の各号の規定に該当するものとする。ただし、金融機関との取引停止処分を受けている者並びに広島県信用保証協会（以下「協会」という。）が代位弁済したことに伴い協会に対して現に債務を負う者及びその連帯保証人は除くものとする。

(1) 1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、次のいずれかに該当する者

ア 資本金又は出資金の総額が3億円（小売業及びサービス業は5千万円（卸売業は1億円））以下の会社若しくは常時使用する従業員数が300人（小売業は50人（卸売業及びサービス業は100人））以下の会社又は個人（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する業種については、その定めるところによる会社又は個人とする。）

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人

(2) 協会の保証対象業種に該当する者

(3) 協会の信用保証付きで借り入れした、本市融資制度の借入金（据置期間中の借入金及び償還期間が1年以内の短期借入金を除く。）の残高がある者

(4) 経営環境の変化等によって短期的に経営の悪化を来しているが、中長期的（概ね3年後）にはその業況が回復する見込がある者で、次のいずれかに該当する者

ア 最近3ヶ月（直近5ヶ月以内の連続する3ヶ月間をいう。ウにおいても同じ。）の平均売上高が、前年同期に比べて5パーセント以上減少していること。

イ 経営損益が、最新の決算において損失に転じていること。

ウ 最近3ヶ月（算出困難な場合は、直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期に比べて10パーセント以上減少していること。

4 融資条件

(1) 資金の用途

既往保証付き借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金

(2) 融資限度

5,000万円以内。ただし、返済資金以外の運転資金は1,000万円を限度額とする。

(3) 融資期間

10年以内

(4) 貸付利率

別に定める利率による。

(5) 返済方法

原則として月賦。1年以内の据置きができる。

(6) 保証人及び担保

保証人及び担保については、金融機関又は協会所定の方法によるものとする。

(7) 信用保証

すべて協会の信用保証付きを要するものとする。

5 融資申込手続

融資を受けようとする者は、別記様式による呉市借換支援資金特別融資借入申込書に必要書類を添えて、協会又は金融機関へ申し込むものとする。

6 貸付けの実行

金融機関は、前項の融資の申込みを受け、又は協会から信用保証決定通知を受け融資を適当と認めるときは、自己の責任において、速やかに貸付けの実行をするものとする。

7 歩積、両建預金等の禁止

金融機関は、この制度による融資について歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

8 損失補償

貸付けによって生じる損失は金融機関の負担とし、市はその責めを負わないものとする。ただし、市は協会との間に別に定める損失補償の契約を行う。

9 調 査

金融機関は、資金の貸付け及び回収について別途処理し、市及び協会は必要に応じ、これについて調査を行うことができる。

10 報 告

金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月15日までに、市へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(改正年月日) 平成 27. 10. 1, 30. 4. 1, 31. 4. 1

令和 4. 4. 1

取扱金融機関

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、商工組合中央金庫広島支店

別記様式（第5項関係）

呉市借換支援資金特別融資借入申込書

年 月 日

呉市長 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

呉市借換支援資金特別融資を受けたいので、関係書類（借換元融資金銭消費貸借書(写し)、各借換元融資の貸出残高証明書など）を添えて次のとおり申し込みます。

1 事業内容

所 在 地		電 話	
創業年月日	年 月 日	業 種	
従 業 員	人	資 本 金	千円
事 業 内 容			

2 借入内容

融資対象既往借入金の状況						
	金融機関 (利用制度名)	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
本市 制度 融資	()	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	()	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	()	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
そ の 他		年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
		年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
		年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計				(A) 千円	(C) 千円	
今回新規借入希望額			(B)	千円	(D) 千円	回返済
借入申込額及び月返済額			(A+B)	千円	(E) 千円	年 月 日

保証人	
担 保	

3 今回の借入による効果

1. 新規借入を伴わない場合（同額借換）	
(C) - (E) =	千円 (F) (= 毎月の返済負担軽減効果)
(F) × 12 =	千円 (G) (= 年間の返済負担軽減効果)
2. 新規借入を伴う場合	
(C) + (D) =	千円 (H) (= 新規借入のみをした場合の毎月返済額)
(H) - (E) =	千円 (I) (= 毎月の返済負担軽減効果)
(I) × 12 =	千円 (J) (= 年間の返済負担軽減効果)

4 売上高の減少等の概要（該当する要因(1)～(3)のいずれかについて記入すること）

(1) 平均売上高が、前年同期に比べて5%以上減少していること

最近3ヶ月間	売上高	前年同期間	売上高
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
合 計	円	合 計	円
平 均	A 円	平 均	B 円
$(B - A) / B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$ (減少率)			

(2) 経常損益が、最新の決算において損失に転じていること（黒字→赤字）

勘定科目	決 算 期	
	第 期 (年 月)	第 期 (年 月)
営業損益 (C)	千円	千円
営業外損益 (D)	千円	千円
経常損益 (C + D)	千円	千円

(3) 平均売上総利益率又は平均営業利益率が、10%以上減少していること

下記の表は、（ 売上総利益率 ・ 営業利益率 ）について記したものです。

最近3ヶ月間	最近3ヶ月の売上額 (C)	最近3ヶ月の売上総利益 又は営業利益 (D)	売上総利益率 営業利益率 (D/C×100)
年 月			%
年 月			%
年 月			%
月 平 均 (各月の売上総利益率又は営業利益率の合計÷3)			(E) %

前年同期3か月間	前年同期3か月の 売上額 (F)	前年同期3か月の 売上総利益 又は営業利益 (G)	売上総利益率 営業利益率 (G/F×100)
年 月			%
年 月			%
年 月			%
月 平 均 (各月の売上総利益率又は営業利益率の合計÷3)			(H) %
※(H-E)／H×100= _____ % (減少率)			

5 上記(1)～(3)の理由 (売上不振, 単価引下等, 具体的に記入すること)

--	--

6 今後の事業計画 (経営状況を回復するための対策, 見込等について具体的に記入すること)

実施年度	事業計画
年度	
年度	
年度	

7 取扱金融機関の所見 (現在の経営改善の取組状況及び今後の経営改善見込みについて)

(金融機関名)	(担当者名)

貸付利率

要 綱 名		融 資 利 率
小規模事業資金融資制度		年利 1.2%以下
経営安定資金融資制度	一般運転資金	短期 年利 1.6%以下
		長期 年利 1.7%以下
	連鎖倒産防止資金	年利 1.0%以下
	災害復旧資金	年利 1.0%以下
	景気対策特別資金	年利 1.0%以下
設備近代化資金融資制度		年利 1.7%以下
公害防止資金融資制度		年利 1.2%以下 (アスベスト除去等は1.15%以下)
職場環境改善資金特別融資制度		年利 1.2%以下
商店街等振興資金特別融資制度		年利 1.2%以下
創業支援資金特別融資制度		年利 1.0%以下 (呉市インキュベーション施設 入居者は0.9%以下)
ものづくり技術伝承資金特別融資制度		年利 1.15%以下
借換支援資金特別融資制度		年利 1.0%以下

呉市中小企業資金融資借入申込書

□経安() □その他()

年 月 日			
呉 市 長 殿			
金融機関名			
組合又は加入組合名			
所 在 地			
商 号 電 話			
代表者氏名			
次のとおり借入申し込みます。			
借入希望金額	円	借入利率	年利 %
借入希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
返済方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一時 <input type="checkbox"/> 半年賦		
返済資源			
保証人及び担保			
信用保証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保証利率	年利 %
業 種		資本金	円
創 業	年 月 年間	従業員	名
過去1年間における 事業実績	取扱品名..... 取扱数量.....取扱金額.....千円		
資金の用途及び理由			
金融機関調査事項			

(添付書類及び必要書類等)

必要書類 制度名				各制度共通								各制度共通に加えて							
				印鑑証明書(※)	商業登記簿謄本(※)	住民票(※)	決算書・確定申告書(写)	試算表(写)	営業許可証等(写)	設備の見積書(写)	信用保証協会の保証付の場合	契委託書	公害防止計画書	連鎖倒産防止計画書	新規出店認定書	一般事業主行動計画策定届(写)	創業計画書等		
必要数 (保証付の場合)				1通 (2通)	1通 (2通)	1通 (2通)	1通 (2通)	1通 (2通)	1通 (2通)	1通 (2通)	1通 (2通)	(1通)	(1通)	1通	1通	1通	(2通)		
小規模事業資金融資制度				△	△	△	△	○	△	○	○	○	○						
一般的な資金	経営安定資金	一般運転資金	短期	△	△	△	△	○	△		○	○							
			長期	△	△	△	△	○	△		○	○							
経営安定	資金融資制度	連鎖倒産防止資金		△	△	△	△	○	△		○	○		○					
		災害復旧資金		△	△	△	△	○	△	○	○	○							
		景気対策特別資金		△	△	△	△	○	△		○	○							
独立開業	創業支援資金特別融資制度			△	△	△	△	○	△	○	○	○						○	
技術伝承	ものづくり技術伝承資金特別融資制度			△	△	△	△	○	△	○	○	○							
設備投資	職場環境改善資金特別融資制度			△	△	△	△	○	△	○	○	○						○	
	設備近代化資金融資制度			△	△	△	△	○	△	○	○	○							
公害防止	公害防止資金融資制度			△	△	△	△	○	△	○	○	○	○						
商店街	商店街等振興資金特別融資制度			△	△	△	△	○	△	○	○	○				○			
借換支援	借換支援資金特別融資制度			△	△	△	△	○	△		○	○							
備考				つ申 いて 必要 (法 人・ 個人)及 び保 証人 等に	申 込 人 (法 人) 及 び 保 証 人 等 に つ い て 必 要 (3 か 月 以 内 の も の)	申 込 人 (個 人) に つ い て 必 要 (3 か 月 以 内 の も の)			許 認 可 ・ 登 録 届 出 を 要 す る 業 種 の み	設 備 資 金 借 り 入 れ の 場 合							広 島 労 働 局 で 受 付 け ら れ た も の	詳 細 に つ い て は 呉 市 中 小 企 業 融 資 制 度 要 綱 集 を 参 照	

○は申込の都度必要です。

△は新規申込及び変更時に必要です。ただし、金融機関によっては申込の都度必要となる場合がありますので、金融機関にご確認ください。

※ 協会提出は写しでも可。

保証対象業種一覧表

対象となる業種

区 分	区 分
製 造 業 食料品工業 繊維品工業 木材・木製品工業 家具・建具工業 紙工業 製版・製本業 化学工業 石油・石炭製品工業 ゴム・プラスチック工業 (ゴム製品製造業を除く) ゴム製品製造業 皮革工業 窯業 機械工業 電気機器工業 車両工業 船舶工業 金属工業 ソフトウェア業 情報処理サービス業 農林漁業 その他の工業	サ ー ビ ス 業 物品賃貸業 宿泊業 洗濯・理美容・浴場業 洗濯・洗張・染物業 理容業 美容業 浴場業 その他の生活関連サービス業 旅行業 映画・娯楽業 映画館 娯楽業 広告業 放送業 情報通信サービス業 運輸サービス業 運送取扱業 その他の運輸サービス業 職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業 専門サービス業 技術サービス業 獣医業 その他の専門サービス業 医療・福祉 医業 歯科医業 その他の医療・保健衛生業 社会保険・社会福祉・介護事業 廃棄物処理業 教育・学習支援業 学校教育事業 その他の教育、学習支援業 学習塾、教養・技能教授業 その他のサービス業 加工・修理業 鶏卵ふ化業 園芸サービス業 その他のサービス業
鉱 業 土石採取業 木材伐出業 建設業 物品販売業 卸売業 小売業(飲食店を除く) 飲食店 不動産業 運送業 貨物運送取扱事業(鉄道・軌道に限る) 倉庫業 倉庫業 物品預り・駐車場業 電気・ガス・熱供給・水道業 印刷業 出版業	郵便業 通信業 通信業 インターネット附随サービス業
金融業・保険業 クレジットカード業、割賦金融業 金融商品取引業 商品先物取引業、商品投資顧問業 補助的金融業、金融附帯業、金融代理業 保険媒介代理業	

<非対象業種>

農業，林業，漁業，金融・保険業（一部の金融業，保険業を除く），風俗営業，政治・経済・文化団体，学校法人，宗教法人，非営利団体（NPO法人を除く）等